

県立図書館活用パートナーシップ事業実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、県民の社会教育活動の推進に寄与することを目的に、県内で社会教育活動を実践する団体（以下、団体という。）と群馬県立図書館（以下、図書館という。）が協働し、図書館を活用した事業を実施する「群馬県立図書館パートナーシップ事業」について、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

- 2 図書館は、団体の実践する社会教育事業（以下、事業という。）に対して協働し、以下の支援を行うものとする。
 - (1) 図書館施設（ホール、研修室等施設）、設備（音響機器、プロジェクター等）の提供
 - (2) 事業に関する広報の支援
 - (3) 事業に関連する図書館資料の紹介、展示

(対象とする団体)

- 3 対象とする団体は、市民活動団体、町内会等の地域団体、学校のクラブ・サークル、企業等の事業者やその他の団体で、次のすべての要件を満たすものとする。
 - (1) 県内に活動拠点を有し、主たる活動を県内で行っていること
 - (2) 3名以上で構成される組織であること
 - (3) 事業を遂行できる能力又は実績を有すること
 - (4) 宗教活動や政治活動、営利活動を目的とした団体ではないこと
 - (5) 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
 - (6) 法人にあっては、県税の滞納がないこと
 - (7) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体等ではないこと

(対象とする事業)

- 4 対象となる事業は、次のすべての要件を満たすものとする。ただし、テーマや分野は問わないものとする。
 - (1) 図書館の協働事業として適正と認められるもの
 - (2) 団体が図書館と協働により実施することで、具体的な効果・成果が期待できるもの
 - (3) 団体が責任を持って実施できるもの

(対象としない事業)

- 5 次のいずれかに該当する事業は、対象としない。
 - (1) 宗教活動、政治活動、営利活動を目的としたもの
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 法令、条例等に違反するもの
 - (4) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
 - (5) 参加費の徴収、又は商品の販売を実施するもの（教材の実費頒布を除く）
 - (6) その他、協働の対象とすることが適当でないと認められるもの

(事業期間)

6 事業の実施期間は、事業開始日からその日が属する年度の3月末日までとする。

(事業実施日)

7 事業は、原則として図書館の開館日、開館時間内に実施するものとする。

(事業の応募)

8 事業は公募し、図書館による審査を経て採択するものとする。

(1) 応募に必要な書類は以下のとおりとし、持参又は郵送・電子メール送付により提出するものとする。

① 提案シート(別記様式1)

② 団体概要及び活動内容・実績が分かる資料(別記様式2)

(2) 応募は、随時受け付けるものとする。なお、一度採択された事業が次年度の継続実施を希望する場合は、改めて応募するものとする。

(事業の審査)

9 事業の応募があった場合、書類審査及びヒアリングを実施し、採択の可否を決定する。

(審査基準)

10 書類審査及びヒアリングは、次の基準で審査する。なお、審査項目・審査の視点は以下のとおりとする。

(1) 適格性

団体と図書館が協働する事業として、相応しい内容であるか。

(2) 事業効果

事業内容が、図書館活動及び社会教育の推進に寄与するものであるか。

(3) 実現性・計画性

具体的かつ実現可能な計画となっているか。

(4) 将来性

図書館と協働することによって、より一層の活性化が見込まれる事業であるか。

(事業の採択)

11 審査の結果、採択の可否を決定し、団体あて通知する。

附 則

この要領は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月22日から施行する

附 則

この要領は、令和6年2月20日から施行する